

産業医報告、健康診断項目、ストレスチェックの改正

1. (50 人以上)産業医の辞任等の報告義務

常時雇用 50 人以上の事業場には、産業医の選任とその報告を労働基準監督署に提出することが義務付けられていますが、産業医の辞任・解任・退任(以下、辞任等)があった場合の遅滞ない報告義務が、先月 8 月から追加されています。

報告方法は、辞任等報告のみ、または新たな産業医の選任報告の際に辞任等報告を併記する方法の、いずれも認められています。

なお、産業医の辞任等があったときは、当該日から 14 日以内に新たに産業医を選任する必要があり、また遅滞なく衛生委員会等に辞任理由を含めて報告することも必要です。

2. (全事業所)健康診断の検査項目の変更

令和 9 年 4 月 1 日から、定期健康診断等の検査項目が以下のとおり変更され、健康診断結果報告・個人票・健康管理手帳の様式も改正されます。

①血清クレアチニン検査追加・喀痰検査削除
一般健康診断および高プロ臨時健康診断に、腎機能把握を目的とした「血清クレアチニン検査」を追加。喀痰検査は各診断から削除(雇入時健康診断には元々喀痰検査がない)。

②肝機能検査の酵素名変更

GOT、GPT、 γ -GTP をそれぞれ AST、ALT、 γ -GT に。

3. ストレスチェックの改正点

(1)(50 人以上)集団分析で個人特定防止

事業者には集団分析について努力義務がありますが、令和 9 年 4 月 1 日から改正施

行される労働安全衛生規則では、集団分析について特定の個人を識別することができない方法で実施することが新たに規定されました。これは既にストレスチェック指針に入っていた従来の解釈の明文化とされています。ストレスチェック実施マニュアルも参考に、今一度、集団分析の単位等をご確認ください。

(2)(50 人未満)ストレスチェック義務

未定だった小規模事業場へのストレスチェック実施義務(現在は努力義務)の施行日が、令和 10 年 4 月 1 日となりました。

既に出されている『小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル』にて、以下のような小規模事業場特有の項目を確認し、早めにご準備をお願いします。

- ①衛生委員会の設置義務がないため、事前の実施体制や規程の協議は「関係労働者からの意見聴取」で代替可能
- ②当面の間は監督署への報告義務免除
- ③産業医の選任義務がないため、外部委託や地域産業保健センター(地産保)を活用
- ④事業場内では健康情報を取り扱わない方法を原則推奨し、その前提で、「人事に対して直接の権限を持つ監督的地位にある者(例えば社長や人事責任者)」が実務担当者を兼任しても差し支えない
- ⑤集団の単位(事業場全体、またはチーム)が 10 人を下回る場合、対象となる労働者全員の同意がなければ事業者は分析結果の提供を受けてはならない

上記常時雇用数には、受入出向者・派遣労働者を含めてカウントすることに注意が必要です

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/> ※本記事の無断転載は Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/> 禁止しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階 TEL03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX03-3369-2711